

反對理由

一、右の治安維持法改正案の實施は資本主義のフアンツヨ的移行をより具体的に暴露せるものであつて來る可き資本の没落に伴ふ労働階級の生活の悪化に抗して生活保護のための一切の手段及び自由はこのフアンツヨ法典によつて殆んど喪失せしめられる趣旨の下にある反社會的立法である。

二、工場内に於ける日常闘争はその自然發生的形態であつて左翼たると若等合法團體であることを問はずその目的闘争の或る階程に於て共通である。

唯左翼が究極的に目的意識化を計るのと當面經濟的的政治的日常闘争を遂行する事を最大の任務とする點に於て相通はありとするも當面の闘争形態が目的左翼の目的意識化のための日常闘争と類を同じくすると言ふ理由に於て又左翼がその行

動範圍の規定する處に従ひ下部組織への絶えざる働きかけに依る細胞活動に於て「貯水池」たるの役割を外都より押し付けられたる場合而も左翼思想が一個の体系を有する社會的根據を有するに於いてそれが絶滅せられざる限り永久に本治安維持法改正たる外 團體は嚴厲的危機に類せしめられるであらう。任意裁量に任せられる本改正案の取締規定は抽象的にして官僚的フアンツヨ的であるが故に反社會的立法として反對する。

三、由來社會立法の補正は各國に於て取締規定を設定すれば他方代於て取締を受く可き團體個人に對して其の社會的利益を保護する處の權利を附與する事が社會常識であるが吾が國の如きは労働組合法の制定すらなく團體権能保護團體交渉権は名目上のみにして労働爭議調停法治安維持法警察法出版